

児童相談所移管について

1. 児童相談所とは

- 児童相談所は、児童福祉法を根拠として設置される行政機関であり、子ども本人・家族・学校・地域などからの子どもに関する相談に応じ、子どもに関わる問題や子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉やその権利の擁護を主たる目的としている。
- 東京都児童相談所は、現在11カ所(そのうち7カ所が特別区内)設置されており、助言や一時保護、里親制度など、さまざまな援助を実施している。

2. 東京都児童相談所の概要



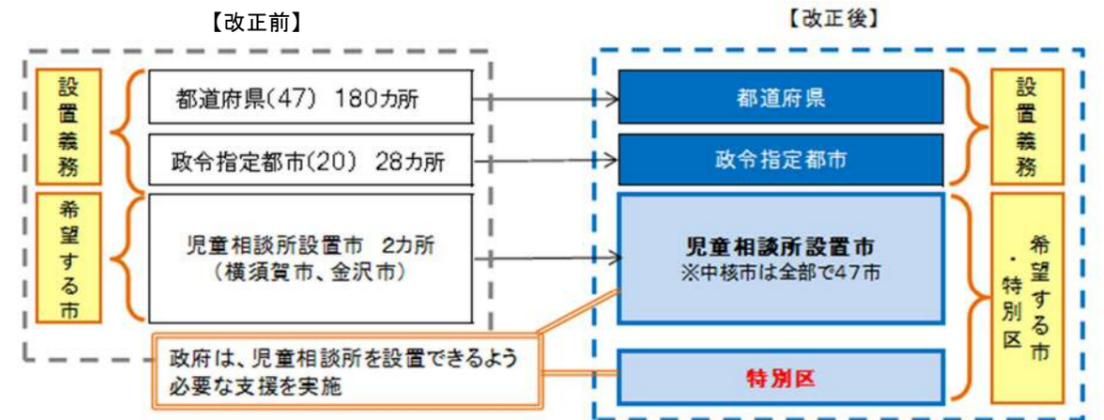
特別区内にある児童相談所

児童相談所名	担当地域
児童相談センター*	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、練馬区、島しょ地域
江東児童相談所*	墨田区、江東区、江戸川区
足立児童相談所*	足立区、葛飾区
北児童相談所	北区、荒川区、板橋区
品川児童相談所	品川区、目黒区、大田区
杉並児童相談所	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市
世田谷児童相談所	世田谷区、狛江市

*は一時保護所を併設

3. 児童福祉法の改正

- 児童相談所の設置根拠
児童福祉法第12条、第59条の4
- 平成28年5月の児童福祉法改正により、平成29年4月から児童相談所の設置自治体が拡大され、「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」とされた。
- ※ 設置カ所数は、平成29年4月1日現在



法改正を受けて、品川区は、都からの児童相談所の移管を積極的に進めていく

4. 児童相談所移管に向けた品川区の取組み

平成29年度	①子ども育成課に児童相談所移管担当を設置 ③都児童相談所へ職員を派遣	②心理職を採用 ④金沢市・石川県児童相談所の視察
平成30年度	①児童相談所移管担当の専任課長を配置 ③都および近隣市の児童相談所へ職員を派遣 ⑤児童相談所基本設計	②心理職を採用 ④福岡市・熊本市児童相談所の視察 ⑥有識者会議の設置

【児童相談所の整備について】

- 整備計画地
子供の森公園の一部敷地(品川区北品川三丁目10番13号)
- 施設の概要(予定)
 - 用途 児童相談所・一時保護所
 - 階数 地上4~6階建て
 - 延床面積 約3,000㎡
 - 計画地の面積 約1,200㎡
 - 交通 京急新馬場駅より徒歩5分
 - 開設予定時期 平成34年4月

(3) 整備スケジュール(予定)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
基本設計	●→				4月 開設予定
実施設計		●→			
整備工事			●→		



5. 都区の動きについて

- 平成29年3月の特別区長会総会において、都から提示された、特別区の児童相談所設置計画の確認の進め方について了承され、世田谷区・荒川区・江戸川区の3区をモデル的確認実施区とすることが確認された。
- 入所施設、里親、一時保護所に関する広域調整について、都および特別区の検討会が設置された。